【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成25年12月27日

【発行者名】 岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 田中 利幸

【電話番号】 03-3516-1432

【届出の対象とした募集内国投資信託受 日本公社債投信2月号 益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 200億円を上限とします。 益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本公社債投信2月号

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

200億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

1口当たりの発行価格は、ファンドの決算日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、当該収益分配金に係る決算日の基準価額とします。

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの 純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。なお、 便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

発行価格は、ファンドの決算日の翌営業日以後、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

ファンドの取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

「分配金受取りコース」

岡三証券株式会社 : 1万口以上1万口単位 岩井コスモ証券株式会社:1万口以上1万口単位 ばんせい証券株式会社 : 1万口以上1万口単位

「分配金再投資コース」

岡三証券株式会社 : 3,000円以上1円単位 岩井コスモ証券株式会社: 5,000円以上1円単位

(7)【申込期間】

平成26年1月21日から平成26年2月19日まで

(8)【申込取扱場所】

岡三証券株式会社:東京都中央区日本橋一丁目17番6号

岩井コスモ証券株式会社:大阪市中央区今橋一丁目8番12号

中銀証券株式会社 : 岡山県岡山市北区本町2番5号

ばんせい証券株式会社 : 東京都中央区新川一丁目21番2号茅場町タワー

(上記を総称して、「販売会社」といいます。)

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引 業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込の取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」と称する場合があります。)に おける振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」といいます。)適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用することができます。

マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定 運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/ 債券」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資產決算頻度	投資対象地域	投資形態
------------	--------	------

		有価証券届出書(内国投資信託
年1回	グローバル	
年2回	日本	
年4回	北米	ファミリーファンド
年6回	区欠州	
	アジア	
(毎月)	オセアニア	
日々	中南米	ファンド・オブ・ファ
その他	アフリカ	ンズ
,	中近東 (中東)	
	エマージング	
	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	年2回 日本 年4回 北米 年6回 欧州 「隔月」 アジア 本セアニア 中南米 その他 アフリカ 中近東 (中東)

ファンドは、マザーファンドの受益証券(投資信託証券)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「債券」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産 とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資 収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の 投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいる。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第 2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4 の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目 指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載が あるものをいう。
- 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

- 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主と して投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主とし て投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の 「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対し て明確な記載があるものについては、上記 から に 掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記 することも可とする。
- (3)不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - 資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1)年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいっ。
- (2)年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載がある ものをいう。
- (5)年12回(毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の 記載があるものをいう。
- (6)日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分(重複使用可能)》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の 中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ 地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中 近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・ オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象と して投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の 資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨 の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをい う。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1)日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な 仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、 収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる 一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場 に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロ ング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の 記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

● 内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

※投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価 証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨 に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引 所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る 先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取 引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- 信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和53年2月20日 信託契約締結、設定、運用開始

平成14年2月20日 組入非上場債券の時価評価移行に伴い、予想分配型投信から実績

分配型投信へ商品性格を変更

平成19年1月 4日 投資信託振替制度へ移行

平成20年3月21日 目標分配額にかかる条文を削除するため、また、実質的に同一の

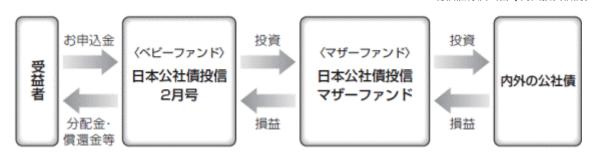
運用に関する基本方針、投資制限を有する親投資信託を主要投資

対象とするため信託約款を変更

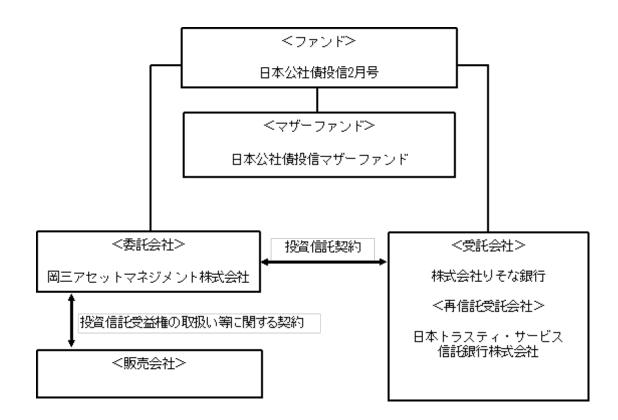
(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、 その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで 行う仕組みです。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算(基準価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書 (交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図 に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況(平成25年10月末日現在)

資本金

10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立

昭和62年 6 月27日 第三者割当増資の実施(新資本金 4億5,000万円)

平成2年6月30日 第三者割当増資の実施(新資本金 10億円)

平成20年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネ

ジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

日本公社債投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

ただし、内外の公社債に直接投資することがあります。

b 投資態度

- イ.日本公社債投信マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券 への投資を通じて、内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保を めざして安定運用を行います。
- 口、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 八.有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

- 二.信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元 本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行う ことができます。
- ホ.信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

(参考)日本公社債投信マザーファンドの投資方針

基本方針

ファンドは、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

運用方法

a 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

- b 投資態度
 - イ.内外の公社債を組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
 - 口、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 - 八.有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
 - 二.投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

ホ.投資信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先 物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引に限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、 株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本公社債投信マザー ファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証 券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを 指図します。

- イ.国債証券
- 口.地方債証券
- 八、特別の法律により法人の発行する債券
- 二.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- ホ.コマーシャル・ペーパー
- へ. 外国または外国の者の発行する証券で、上記イ.からホ.までの証券の性質を有するもの
- ト.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

チ.貸付債権信託受益権(銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付信託を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限ります。)に係るものに限ります。以下、同じ。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

イ.預金

- 口.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 八. コール・ローン
- 二.手形割引市場において売買される手形
- ホ.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

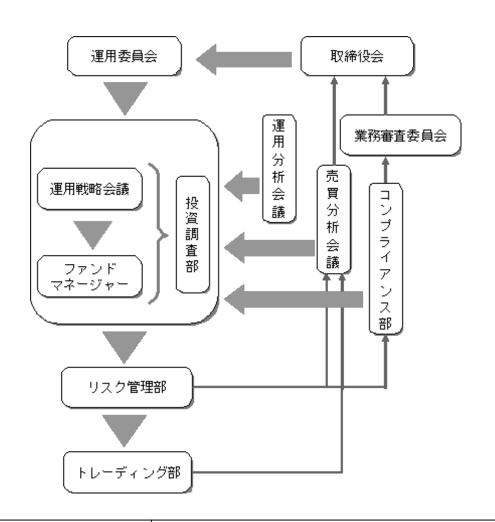
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と 運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定しま す。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン 等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、 企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うこ とで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク 管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分 析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価 証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング 部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行いま す。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項 などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締 役会へ報告します。
コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに 検証に基づく運用本部への指導を行います。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等 に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最 良執行の観点からの検証・分析を行います。

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成25年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年2月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を分配します。

決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回った場合は、分配を行いません。また、翌期以降も決算日の基準価額が1万口当たり1万円を上回らない限り分配は行いません。

分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始 します。

分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま す。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権 は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - イ. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品(預金、指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限ります。以下、同じ。)の範囲内とします。
 - ハ.コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a、b、及びcで規定する 全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総 額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - イ. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限 月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品の範囲内 とします。
 - ハ.コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにロンドンの取引所における通貨に係る先物取引および先物 オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- イ. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ.コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 (マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先 渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なもの についてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額 (マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す るとみなした額を含みます。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの信託財産に 属する金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)を超えない ものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少 して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合 には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図す るものとします。

- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額 (マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、保有外貨建資産の時価総額(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の 為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払 開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解 約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日 以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解 約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が 定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合 において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書 に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、 ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の 適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。

- ・ 決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回っているときは、収益分配を行いません。
- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止すること があります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加 設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等 が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用 のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認 その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議 におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報 告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

ご換金時には次に定める換金手数料を解約代金又は買取代金から徴収します。

岡三証券株式会社が定める手数料

イ. 平成13年3月21日(平成13年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき105円(税抜100円)

口. 平成13年3月22日(平成13年4月号)以後平成14年3月20日(平成14年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき26.25円(税抜25円)

八. 平成14年3月21日(平成14年4月号)以後に取得した受益権

無手数料

岩井コスモ証券株式会社・中銀証券株式会社 1・ばんせい証券株式会社が定める手数料

イ. 平成13年3月21日(平成13年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき105円(税抜100円)

口. 平成13年3月22日(平成13年4月号)以後平成14年3月20日(平成14年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき26.25円(税抜25円)

八. 平成14年3月21日(平成14年4月号)以後に取得した受益権

1万口につき2.1円(税抜2円)

- 1 中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。
- 2 上記の内容は平成25年10月末日現在の税法に基づくものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

過去1ヵ月間の年換算収益率に応じ、以下のように1万口当たりの年換算信託報酬の総額及びその配分を定めます。

イ.過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%未満のとき

年換算信託報酬の総額委託会社販売会社受託会社1.00円以内0.00円0.00円1.00円以内

口.過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%以上0.1%未満のとき

年換算信託報酬の総額委託会社販売会社受託会社3.00円以内1.00円以内1.00円以内

八.過去1ヵ月間の年換算収益率が0.1%以上0.2%未満のとき

年換算信託報酬の総額 委託会社 販売会社 受託会社

5.00円以内 2.00円以内 2.00円以内 1.00円以内

二.過去1ヵ月間の年換算収益率が0.2%以上1.0%未満のとき

年換算信託報酬の総額 委託会社 販売会社 受託会社 70.12円×過去1ヵ月間の年 年換算信託報酬の総額の 換算収益率×100+1円 以 - 200 -

内 47.2% 45.7% 7.1%

ホ.過去1ヵ月間の年換算収益率が1.0%以上のとき

年換算信託報酬の総額委託会社販売会社受託会社71.12円以内33.60円以内32.52円以内5.00円以内

信託報酬の配分について、販売会社の信託報酬には消費税等相当額を加算するものと し、当該消費税等相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

信託報酬の支払い時期

毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託元本総額に年率0.00315%(税 抜0.003%)を乗じて得た額とし、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁しま す。

上記の内容は平成25年10月末日現在の税法に基づくものです。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

分配金

分配金は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

償還金

償還時の個別元本超過額は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

解約金

解約時の個別元本超過額は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率		
平成25年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)		
平成50年1月1日以降	20%(所得税15%、地方税5%)		

個別元本とは...

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の価額については1万口当たり1万円です。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」といいます。)適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用することができます。マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成25年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成25年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	743,032,565	89.34
コール・ローン等、その他の資産	(負債控除後)	88,697,382	10.66

<参考>日本公社債投信マザーファンド

資産の種類	国/地域 時価合計(円)		投資比率(%)
国債証券	日本	2,999,798,257	25.54
地方債証券	日本	2,649,347,547	22.56
特殊債券	日本	3,965,566,282	33.77
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		2,129,187,120	18.13
合計(純資産総額)		11,743,899,206	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本公社債投信マザーファンド	731,475,256	1.0151	742,520,533	1.0158	743,032,565	89.34

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	89.34	
合計	89.34	

<参考>日本公社債投信マザーファンド

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第316回利付国債(2年)	500,000,000	100.00	500,000,000	100.00	500,000,000	0.10	2014年5月15日	4.26
日本	特殊債券	第178回政府保証中小企業債券	400,000,000	100.17	400,712,382	100.17	400,712,382	1.50	2013年12月17 日	3.41
日本	国債証券	第407回国庫短期証券	400,000,000	99.98	399,922,800	99.98	399,922,800	0.00	2014年2月10日	3.41
日本	特殊債券	第12回政府保証国民生活債券	384,000,000	100.50	385,936,432	100.50	385,936,432	1.40	2014年3月19日	3.29
日本	特殊債券	第193回政府保証首都高速道路債券	301,000,000	101.24	304,749,466	101.24	304,749,466	1.50	2014年9月26日	2.59
日本	地方債証 券	平成15年度第5回横浜市公募公債	300,000,000	100.38	301,151,344	100.38	301,151,344	1.30	2014年2月25日	2.56
日本	地方債証 券	第605回東京都公募公債	300,000,000	100.28	300,856,374	100.28	300,856,374	1.40	2014年1月24日	2.56
日本	特殊債券	第15回政府保証銀行等保有株式取 得機構債	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.10	2013年11月15日	2.55
日本	国債証券	第385回国庫短期証券	300,000,000	99.99	299,996,094	99.99	299,996,094	0.00	2013年11月5日	2.55
日本	国債証券	第364回国庫短期証券	300,000,000	99.99	299,992,062	99.99	299,992,062	0.00	2013年11月11日	2.55
日本	国債証券	第389回国庫短期証券	300,000,000	99.99	299,986,674	99.99	299,986,674	0.00	2013年11月18日	2.55

ュース ニスト 有価<u>証券届出書(内国投資信託</u>受益証券)

99,981,850 99.99 99,977,085 99.99	299,981,850 0.0 299,977,085 0.0	Н Н	2.55
99,977,085 99.99	299 977 085 0 0		
	200,577,000	00 2013年12月2	2.55
99,971,176 99.99	299,971,176 0.0	2013年12月9日	2.55
99,970,516 99.99	299,970,516 0.0	2013年12月16日	2.55
64,515,142 100.95	264,515,142 1.6	2014年6月27日	2.25
18,041,100 100.47	218,041,100 1.4	2014年3月14日	1.86
16,551,940 101.19	216,551,940 1.8	2014年7月22日	1.84
02,004,730 100.49	202,004,730	2014年3月24日	1.72
01,331,113 100.66	201,331,113 1.5	50 2014年4月25 日	1.71
01,048,992 100.52	201,048,992 1.4	2014年3月26日	1.71
01,039,477 100.51	201,039,477	2014年3月24日	1.71
01,037,582 100.51	201,037,582	2014年3月25日	1.71
00,855,365 100.42	200,855,365 1.0	2014年4月30日	1.71
00,626,720 100.31	200,626,720 0.9	93 2014年3月24 日	1.71
00,624,408 100.31	200,624,408 1.4	2014年1月29日	1.71
00,619,695 100.30	200,619,695 1.4	2014年1月29日	1.71
00,155,454 100.07	200,155,454 1.5	50 2013年11月21 日	1.70
95,973,074 100.49	195,973,074 1.4	2014年3月19日	1.67
		2014年3日26	1.31
000	1,037,582 100.51 0,855,365 100.42 0,626,720 100.31 0,624,408 100.31 0,619,695 100.30 0,155,454 100.07	1,037,582 100.51 201,037,582 1.4 0,855,365 100.42 200,855,365 1.0 0,626,720 100.31 200,626,720 0.9 0,624,408 100.31 200,624,408 1.4 0,619,695 100.30 200,619,695 1.4 0,155,454 100.07 200,155,454 1.5 5,973,074 100.49 195,973,074 1.4	日 1,037,582 100.51 201,037,582 1.40 2014年3月25 日 0,855,365 100.42 200,855,365 1.00 2014年4月30 日 0,626,720 100.31 200,626,720 0.93 2014年3月24 日 0,624,408 100.31 200,624,408 1.40 2014年1月29 日 0,619,695 100.30 200,619,695 1.40 2014年1月29 日 0,155,454 100.07 200,155,454 1.50 2013年11月21 日

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)	
国債証券	25.54	
地方債証券	22.56	
特殊債券	33.77	
合計	81.87	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額		基準価額 (1口当たり)	
	円		円	
第26期計算期間末 (平成16年 2月19日)	2,208,045,750 2,206,832,000	(分配付) (分配落)	1.0006 1.0000	(分配付) (分配落)
第27期計算期間末 (平成17年 2月21日)	1,456,011,002 1,455,428,835	(分配付) (分配落)	1.0004 1.0000	(分配付) (分配落)
第28期計算期間末 (平成18年 2月20日)	1,220,753,746 1,220,021,750	(分配付) (分配落)	1.0006 1.0000	(分配付) (分配落)
第29期計算期間末 (平成19年 2月19日)	996,031,663 994,142,853	(分配付) (分配落)	1.0019 1.0000	(分配付) (分配落)
第30期計算期間末 (平成20年 2月19日)	943,830,808 939,883,351	(分配付) (分配落)	1.0042 1.0000	(分配付) (分配落)
第31期計算期間末 (平成21年 2月19日)	712,150,910 709,349,020	(分配付) (分配落)	1.0040 1.0000	(分配付) (分配落)
第32期計算期間末 (平成22年 2月19日)	734,923,307 733,163,754	(分配付) (分配落)	1.0024 1.0000	(分配付) (分配落)
第33期計算期間末 (平成23年 2月21日)	760,574,496 759,624,966	(分配付) (分配落)	1.0013 1.0000	(分配付) (分配落)
第34期計算期間末 (平成24年 2月20日)	854,487,771 853,591,510	(分配付) (分配落)	1.0011 1.0000	(分配付) (分配落)
第35期計算期間末 (平成25年 2月19日)	824,184,843 823,608,335	(分配付) (分配落)	1.0007 1.0000	(分配付) (分配落)
平成24年10月末日	880,505,133		1.0005	
11月末日	853,927,350		1.0006	
12月末日	842,674,845		1.0007	
平成25年 1月末日	832,134,936		1.0007	
2月末日	1,075,110,724		1.0001	
3月末日	1,049,301,628		1.0001	
4月末日	1,022,241,815		1.0001	
5月末日	985,264,628		1.0002	
6月末日	944,021,059		1.0003	
7月末日	919,575,507		1.0003	
8月末日	908,158,366		1.0003	
9月末日	850,370,396		1.0004	
10月末日	831,729,947		1.0005	

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第26期計算期間	自平成15年 2月20日至平成16年 2月19日	0.000550円
第27期計算期間	自平成16年 2月20日至平成17年 2月21日	0.000400円

自平成17年 2月22日至平成18年 2月20日	0.000600円
自平成18年 2月21日至平成19年 2月19日	0.001900円
自平成19年 2月20日至平成20年 2月19日	0.004200円
自平成20年 2月20日至平成21年 2月19日	0.003950円
自平成21年 2月20日至平成22年 2月19日	0.002400円
自平成22年 2月20日至平成23年 2月21日	0.001250円
自平成23年 2月22日至平成24年 2月20日	0.001050円
自平成24年 2月21日至平成25年 2月19日	0.000700円
自平成25年 2月20日至平成25年 8月19日	-
	自平成18年 2月21日至平成19年 2月19日 自平成19年 2月20日至平成20年 2月19日 自平成20年 2月20日至平成21年 2月19日 自平成21年 2月20日至平成22年 2月19日 自平成22年 2月20日至平成23年 2月21日 自平成23年 2月22日至平成24年 2月20日 自平成24年 2月21日至平成25年 2月19日

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第26期計算期間	自平成15年 2月20日至平成16年 2月19日	0.1
第27期計算期間	自平成16年 2月20日至平成17年 2月21日	0.0
第28期計算期間	自平成17年 2月22日至平成18年 2月20日	0.1
第29期計算期間	自平成18年 2月21日至平成19年 2月19日	0.2
第30期計算期間	自平成19年 2月20日至平成20年 2月19日	0.4
第31期計算期間	自平成20年 2月20日至平成21年 2月19日	0.4
第32期計算期間	自平成21年 2月20日至平成22年 2月19日	0.2
第33期計算期間	自平成22年 2月20日至平成23年 2月21日	0.1
第34期計算期間	自平成23年 2月22日至平成24年 2月20日	0.1
第35期計算期間	自平成24年 2月21日至平成25年 2月19日	0.1
第36期中間計算期間	自平成25年 2月20日至平成25年 8月19日	0.0

⁽注)収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (口)	解約数量(口)
第26期計算期間	532,618,459	2,550,058,507
第27期計算期間	97,398,047	848,797,170
第28期計算期間	117,841,179	353,266,664
第29期計算期間	68,614,165	294,497,399
第30期計算期間	154,187,011	208,426,967
第31期計算期間	116,635,334	347,166,792
第32期計算期間	146,986,551	123,178,340
第33期計算期間	193,612,827	167,136,297
第34期計算期間	285,720,928	191,762,813
第35期計算期間	282,478,613	312,477,020
第36期中間計算期間	254,564,501	169,189,375

(参考情報)

運用実績

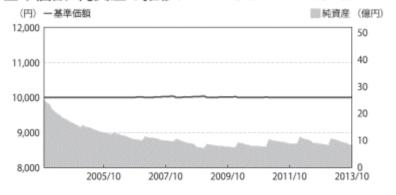
2013年10月31日 現在

分配金の推移

ノコロロエーフュエーン	
2013年2月	7.00円
2012年2月	10.50円
2011年2月	12.50円
2010年2月	24.00円
2009年2月	39.50円
直近10年累計	170.00円

※上記分配会は1万口当たり、税引前です。

基準価額・純資産の推移(2003年11月4日~2013年10月31日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。 ※設定時から10年以上報過した場合は、直近10年分を記載しています。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
債券	88.35%
その他資産	11.65%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

債券種別組入比率 (日本公社債投信マザーファンド)

債券種別	純資産比率
国債証券	25.54%
地方債証券	22.56%
特殊債券	33.77%
社債券	-
転換社債券	-
その他債券	
合計	81.87%

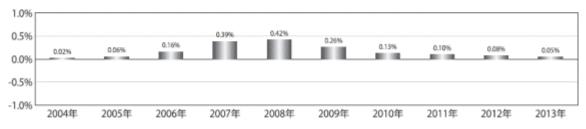
※比単はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。 ※小数第3位を四括五入しているため、合計と合わない場合があります。

組入上位銘柄(日本公社債投信マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第316回利付国債(2年)	2014/05/15	0.100%	4.26%
第178回政府保証中小企業債券	2013/12/17	1.500%	3.41%
第407回国庫短期証券	2014/02/10	-	3.41%
第12回政府保証国民生活債券	2014/03/19	1.400%	3.29%
第193回政府保証首都高速道路債券	2014/09/26	1.500%	2.59%
平成15年度第5回横浜市公募公債	2014/02/25	1.300%	2.56%
第605回東京都公募公债	2014/01/24	1.400%	2.56%
第15回政府保証銀行等保有株式取得機構債	2013/11/15	0.100%	2.55%
第385回国庫短期証券	2013/11/05	-	2.55%
第364回国庫短期証券	2013/11/11	-	2.55%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。 ※2013年は10月末までの騰落率を示しています。 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

取得申込受付日および取得申込受付時間

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

取得申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 分配金再投資コースを選択した場合には、販売会社との間でファンドに係る累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。)に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 申込単位については、分配金受取りコースにより岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、ばんせい証券株式会社で取得申込みの場合は1万口以上1万口単位、分配金再投資コースにより岡三証券株式会社で取得申込みの場合は3,000円以上1円単位、岩井コスモ証券株式会社で取得申込みの場合は5,000円以上1円単位となります。
- ・ 1口当たりの発行価格は、決算日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、当該収益分配金に係る決算日の基準価額とします。

発行価格は、ファンドの決算日の翌営業日以後、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。

- 申込手数料はありません。
- 申込金額は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額です。
- ・ 申込金額は、申込期間中に、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

2【換金(解約)手続等】

換金申込受付日および換金申込受付時間

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

換金方法

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料は、以下のようになります。

<岡三証券株式会社が定める手数料>

平成13年3月21日(平成13年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき105円(税抜100円)

平成13年3月22日(平成13年4月号)以後平成14年3月20日(平成14年3月号)以前に取得した 受益権

1万口につき26.25円(税抜25円)

平成14年3月21日(平成14年4月号)以後に取得した受益権

無手数料

<岩井コスモ証券株式会社・中銀証券株式会社 1・ばんせい証券株式会社が定める手数料> 平成13年3月21日(平成13年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき105円(税抜100円)

平成13年3月22日(平成13年4月号)以後平成14年3月20日(平成14年3月号)以前に取得した 受益権

1万口につき26.25円(税抜25円)

平成14年3月21日(平成14年4月号)以後に取得した受益権

1万口につき2.1円(税抜2円)

- 1 中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。
- 2 上記の内容は平成25年10月末日現在の税法に基づくものです。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお 支払いします。

買取請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、買取の請求をすることができます。
- ・ 販売会社は、受益者に帰属する受益権の買取を行います。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、買取のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。
- ・ 買取価額は、買取請求受付日の基準価額から「当該買取りに関して販売会社にかかる所得税及 び地方税に相当する金額」及び「解約請求制に準じた換金手数料」を控除した価額とします。
- ・ 買取代金は、買取請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社でお支払い します。

換金手続の中止

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することがあります。
- ・ 換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

公社債の評価

公社債は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場を除く。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債については、原則として、償却原価法で評価します。

償却原価法とは...

買付けにかかる約定日(割引債券の場合は受渡日)又は償還日の前年応答日(応答日の帳簿価額を取得価額とします。)の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額(割引債券の償還価額は税込(額面+源泉税)とします。)の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価する方法をいいます。

基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

.....

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、昭和53年2月20日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年2月20日から翌年2月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、 各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしま す。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ~ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託 契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[信託約 款の変更] d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受 託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変 更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、信託約款の変更をしません。

- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b ~ e の規定に従います。

反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約(繰上償還)又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、日本公社債投信1月号~12月号の運用報告書を複数号もしくは全月号をとりまとめて受益者に交付する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.okasan-am.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速 やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に 提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて 受益者に支払いを開始します。
- ・ 累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間 終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計 算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- ・ 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま す。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権 は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その 収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5営業日 までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利、および販売会社に対して買取請求を行う 権利を有します。

書類の閲覧権

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(平成24年2月21日から平成25年2月19日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。
- 3.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 4.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期中間計算期間(平成25年2月20日から平成25年8月19日まで)の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本公社債投信2月号】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第34期 (平成24年 2 月20日現在)	第35期 (平成25年 2 月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,809,622	84,828,398
親投資信託受益証券	784,534,201	743,464,514
未収利息	195	208
流動資産合計	864,344,018	828,293,120
資産合計	864,344,018	828,293,120
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	896,261	576,508
未払解約金	9,514,590	3,779,584
未払受託者報酬	93,117	94,135
未払委託者報酬	219,333	205,033
その他未払費用	29,207	29,525
流動負債合計	10,752,508	4,684,785
負債合計	10,752,508	4,684,785
純資産の部		
元本等		
元本	*1 853,582,125	*1 823,583,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,385	24,617
元本等合計	853,591,510	823,608,335
純資産合計	*2 853,591,510	*2 823,608,335
負債純資産合計	864,344,018	828,293,120

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(
	第34期 自 平成23年 2 月22日 至 平成24年 2 月20日	第35期 自 平成24年 2 月21日 至 平成25年 2 月19日
営業収益		
受取利息	78,998	79,982
有価証券売買等損益	1,253,802	930,313
営業収益合計	1,332,800	1,010,295
営業費用		
受託者報酬	93,117	94,135
委託者報酬	219,333	205,033
その他費用	29,207	29,525
営業費用合計	341,657	328,693
営業利益又は営業損失()	991,143	681,602
経常利益又は経常損失()	991,143	681,602
当期純利益又は当期純損失()	991,143	681,602
期首剰余金又は期首欠損金()	956	9,385
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,453	89,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	86,453	89,862
分配金	*1 896,261	*1 576,508
期末剰余金又は期末欠損金()	9,385	24,617

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_			
]	項	期別	第35期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日
	1.	有価証券の評価基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	2.	収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	3.	その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成24年 2月21日から平成25年 2月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第34期 (平成24年 2月20日現在)				第35期 (平成25年 2月19日現在)	
*1.	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数			当該計算期間の末日における受益権の総	数
	853	3,582,125□		8	23,583,718□
*2.	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額		*2.	当該計算期間の末日における1単位当た「 額)の純資産の
	1口当たりの純資産額	1.0000円		1口当たりの純資産額	1.0000円
	(10,000口当たりの純資産額	10,000円)		(10,000口当たりの純資産額	10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34期 自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日	第35期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日
*1.分配金の計算過程	*1.分配金の計算過程
計算期間末における、純資産額の元本超過額905,646円を分配対象額として896,261円(10,000口当たり10円50銭)を分配金額としております。	計算期間末における、純資産額の元本超過額601,125円を分配対象額として576,508円(10,000口当たり7円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項	目	期	別	第34期 自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日			第35期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日
1.	金融商品に対する取組方針			当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同	左	

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		i		有価証券届出書(内国投資信託
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同	左	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制の場所で関する内規の制の場所でで、運用ができている事項のでは関する事項が、では関係では関係では関係では関係では関係では関係では関係が、では、大きな、大きな、では、大きな、大きな、大きな、は、大きな、大きな、大きな、は、大きな、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	同	左	

2.金融商品の時価に関する事項

項目	期	別	第34期 (平成24年 2月20日現在)		第35期 (平成25年 2月19日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差	額		貸借対照表上の金融商品は原則として 全て時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同	左
2. 時価の算定方法			時価の算定方法は、「重要な会計方針 に係る事項に関する注記」に記載して おります。この他、コール・ローン等 は短期間で決済され、時価は帳簿価格 と近似していることから、当該帳簿価 格を時価としております。	同	左

(関連当事者との取引に関する注記)

第34期	第35期
自 平成23年 2月22日	自 平成24年 2月21日
至 平成24年 2月20日	至 平成25年 2月19日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

	第35期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1.元本の移動

第34期 (平成24年 2月20日現在)		第35期 (平成25年 2月19日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	759,624,010円	期首元本額	853,582,125円
期中追加設定元本額	285,720,928円	期中追加設定元本額	282,478,613円
期中一部解約元本額	191,762,813円	期中一部解約元本額	312,477,020円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第34期(自 平成23年2月22日 至 平成24年2月20日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,237,923
合 計	1,237,923

第35期(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月19日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	878,885
合 計	878,885

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4.追加情報

	第35期	仴
自	平成24年	2月21日
至	平成25年	2月19日

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(4)【附属明細表】

1.有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本公社債投信マザーファンド	732,405,196	743,464,514	
	計	銘柄数:1	732,405,196	743,464,514	
		組入時価比率:90.3%		100.0%	
	合計			743,464,514	

- (注) 1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。
 - 2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本公社債投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本公社債投信マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

期	別	注記番	平成24年 2月20日現在	平成25年 2月19日現在
科目		号	金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			222,605,722	139,363,837
国債証券			3,000,590,262	4,499,361,941
地方債証券			2,234,325,169	1,135,620,170
特殊債券			2,899,684,664	3,891,949,140
現先取引勘定			2,199,450,000	599,880,000
未収利息			17,713,355	14,566,031
前払費用			2,768,188	1,551,620
流動資産合計			10,577,137,360	10,282,292,739
資産合計			10,577,137,360	10,282,292,739
純資産の部				
元本等				
元本				
元本		*1	10,431,486,796	10,128,862,050
剰余金				
剰余金			145,650,564	153,430,689
純資産合計		*2	10,577,137,360	10,282,292,739
負債・純資産合計			10,577,137,360	10,282,292,739

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

ſ	期別	Φ 35°04'π 2Π24Π
	뷨	H 1770-11 -73-14
	項目	至 平成25年 2月19日

1. 有価証券の評価基準及び評価方 法	国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日ま での残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法に よる評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場 合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本公社債投信2月号の計算期間に合わせるため、平成 24年 2月21日から平成25年 2月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成24年 2月20日現在		平成25年 2月19日現在	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	
	10,431,486,796		10,128,	862,050□
*2.	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	*2.	当該計算期間の末日における1単位当たりの 額)純資産の
	1口当たりの純資産額 1.0140円		1口当たりの純資産額	1.0151円
	(10,000口当たりの純資産額 10,140円)	(10,000口当たりの純資産額	10,151円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項	期別目	自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日			自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同	左	
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同	左	

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					有価証券届出書(内国)	役負信 託
3. 金	融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び、ク管理用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項のびコカラでで、リスク管理のでは関係では関係をでは、リスクででは、「運用の指別では、「できないでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないではないでは、できないではないではないではないできないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないできないではないできないではないではないできないではないできないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	同	左		

2.金融商品の時価に関する事項

項	i 目		期別	引	平成24年 2月20日現在			平成25年 2月19日現在
1	. 貸借対照表額、	時価及び差額			貸借対照表上の金融商品は原則として 全て時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同	左	
2	. 時価の算定方法	<u> </u>			時価の算定方法は、「重要な会計方針 に係る事項に関する注記」に記載して おります。この他、コール・ローン等 は短期間で決済され、時価は帳簿価格 と近似していることから、当該帳簿価 格を時価としております。	同	左	

(その他の注記)

1.元本の移動

(単位:円)

平成24年 2月20	平成24年 2月20日現在						
投資信託財産に係る元本の状況							
期首	平成23年 2月22日						
期首元本額	9,697,171,882						
期首より平成24年 2月20日までの追加設定元本額	3,306,315,836						
期首より平成24年 2月20日までの一部解約元本額	2,572,000,922						
期末元本額	10,431,486,796						
平成24年 2月20日現在の元本の内訳(*)							
日本公社債投信1月号	927,910,852						
日本公社債投信2月号	773,702,368						
日本公社債投信3月号	690,699,063						
日本公社債投信4月号	805,410,847						
日本公社債投信5月号	740,320,512						
日本公社債投信6月号	726,913,797						
日本公社債投信7月号	743,815,292						
日本公社債投信8月号	1,079,789,313						
日本公社債投信9月号	878,703,598						
日本公社債投信10月号	823,889,287						
日本公社債投信11月号	1,112,716,284						

(単位:円)

平成25年 2月19日現在	:
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年 2月21日
期首元本額	10,431,486,796
期首より平成25年 2月19日までの追加設定元本額	2,873,273,352
期首より平成25年 2月19日までの一部解約元本額	3,175,898,098
期末元本額	10,128,862,050
平成25年 2月19日現在の元本の内訳(*)	
日本公社債投信1月号	900,149,606
日本公社債投信2月号	732,405,196
日本公社債投信3月号	679,998,733
日本公社債投信4月号	824,271,894
日本公社債投信5月号	734,447,150
日本公社債投信6月号	607,680,696
日本公社債投信7月号	688,634,984
日本公社債投信8月号	1,112,317,342
日本公社債投信9月号	882,624,923
日本公社債投信10月号	880,982,862
日本公社債投信11月号	996,297,489
日本公社債投信12月号	1,089,051,175

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成23年2月22日 至 平成24年2月20日

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	744,738	
地方債証券	10,721,923	
特殊債券	16,713,856	
合 計	28,180,517	

自 平成24年2月21日 至 平成25年2月19日

(単位:円)

	(: - :	,
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券		-
地方債証券	3,996,	,483
特殊債券	18,645,	,290
合 計	22,641,	,773

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4.追加情報

自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月19日

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[附属明細表]

1.有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	本円 第315回国庫短期証券		299,959,524	
		第322回国庫短期証券	300,000,000	299,935,314	
		第324回国庫短期証券	300,000,000	299,995,064	
		第327回国庫短期証券	300,000,000	299,989,390	
		第329回国庫短期証券	300,000,000	299,913,954	
		第330回国庫短期証券	300,000,000	299,978,445	
		第332回国庫短期証券	300,000,000	299,973,420	
		第334回国庫短期証券	300,000,000	299,971,344	
		第335回国庫短期証券	300,000,000	299,962,180	
		第336回国庫短期証券	300,000,000	299,956,905	
		第339回国庫短期証券	300,000,000	299,952,556	
		第341回国庫短期証券	300,000,000	299,944,758	
		第342回国庫短期証券	300,000,000	299,939,235	
		第344回国庫短期証券	300,000,000	299,947,710	
		第345回国庫短期証券	300,000,000	299,942,142	
	計	銘柄数:15	4,500,000,000	4,499,361,941	
		組入時価比率:43.8%		47.2%	
地方債証券	日本円	第5回東京都公募公債(3年)	200,000,000	200,021,941	
		第15回東京都公募公債(東京再生都債)	17,520,000	17,532,181	
		第600回東京都公募公債	234,000,000	234,933,153	
		平成15年度第1回静岡県公募公債	200,000,000	200,268,832	
		平成15年度第3回静岡県公募公債	62,090,000	62,619,870	
		平成14年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	100,016,200	
		平成19年度第2回堺市公募公債	17,900,000	17,918,212	
		第12回あ号名古屋市公募公債	100,000,000	100,065,080	
		平成14年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	100,016,400	
		平成14年度第8回札幌市公募公債	102,100,000	102,228,301	
	計	銘柄数:10	1,133,610,000	1,135,620,170	
		組入時価比率:11.0%		11.9%	
特殊債券	日本円	第45回日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,074,776	
		第7回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,031,796	
		第10回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,269,789	

		有仰	<u>讪卦</u> 秀届出書(内国报	資信託:
	第131回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債 券	200,000,000	200,009,545	
	第321回政府保証道路債券	100,000,000	100,870,648	
	第322回政府保証道路債券	149,000,000	150,591,902	
	第323回政府保証道路債券	100,000,000	101,154,368	
	第824回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,030,036	
	第826回政府保証公営企業債券	300,000,000	300,299,382	
	第828回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,275,274	
	第830回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,793,660	
	第831回政府保証公営企業債券	328,000,000	330,908,830	
	第186回政府保証首都高速道路債券	200,000,000	200,820,712	
	第4回阪神高速道路債券	200,000,000	200,118,341	
	第173回政府保証中小企業債券	300,000,000	300,188,487	
	第178回政府保証中小企業債券	400,000,000	404,560,990	
	第 5 回政府保証中部国際空港債券	200,000,000	200,138,640	
	第9回政府保証国民生活債券	200,000,000	200,806,460	
	第 4 回新東京国際空港債券	200,000,000	200,005,504	
計	銘柄数:19	3,877,000,000	3,891,949,140	
	組入時価比率:37.9%		40.9%	
合計			9,526,931,251	

- (注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

中間財務諸表

【日本公社債投信2月号】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第36期中間計算期間末 (平成25年 8 月19日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	94,699,873
親投資信託受益証券	814,884,105
未収利息	128
流動資産合計	909,584,106
資産合計	909,584,106
負債の部	
流動負債	
未払解約金	182,699
未払受託者報酬	49,285
未払委託者報酬	82,371
その他未払費用	15,474
流動負債合計	329,829
負債合計	329,829
純資産の部	
元本等	
元本	*1 908,958,844
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	295,433
元本等合計	909,254,277
純資産合計	*2 909,254,277
負債純資産合計	909,584,106

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第36期中間計算期間 自 平成25年 2 月20日 至 平成25年 8 月19日	
営業収益		
受取利息	30,911	
有価証券売買等損益	419,591	
営業収益合計	450,502	
営業費用		
受託者報酬	49,285	
委託者報酬	82,371	
その他費用	15,474	
営業費用合計	147,130	
営業利益又は営業損失()	303,372	
経常利益又は経常損失()	303,372	
中間純利益又は中間純損失()	303,372	
期首剰余金又は期首欠損金()	24,617	
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,556	
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	32,556	
中間剰余金又は中間欠損金()	295,433	

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項	期別	第36期中間計算期間 自 平成25年 2月20日 至 平成25年 8月19日
1.	. 有価証券の評価基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.	. 収益及び費用の計上基準	 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第36期中間計算期間末 (平成25年 8月19日現在)	
*1.	当該中間計算期間の末日における受益権の総数	
		908,958,844□
*2.	当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たりの純資産額	1.0003円
	(10,000口当たりの純資産額	10,003円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第36期中間計算期間 自 平成25年 2月20日 至 平成25年 8月19日	
該当事項はありません。		

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項	期目	別	第36期中間計算期間末 (平成25年 8月19日現在)
1.	中間貸借対照表額、時価及び差額		中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載して おります。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格 と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

第36期中間計算期間 自 平成25年 2月20日 至 平成25年 8月19日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

⇔2ctu 中田士 笠田士
第36期中間計算期間末
(平成25年 8月19日現在)
(十成25年 6月19日現在)

投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	823,583,718円
期中追加設定元本額	254,564,501円
期中一部解約元本額	169,189,375円

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本公社債投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本公社債投信マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

	期	別	 注記番	平成25年 8月19日現在
科目			号	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン				148,598,660
国債証券				3,499,628,689
地方債証券				1,766,047,389
特殊債券				4,530,218,942
現先取引勘定				899,901,000
未収利息				21,052,711
前払費用				5,480,186
流動資産合計				10,870,927,577
資産合計				10,870,927,577
純資産の部				
元本等				
元本				
元本			*1	10,704,090,265
剰余金				
剰余金				166,837,312
純資産合計			*2	10,870,927,577
負債・純資産合計				10,870,927,577

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券届出書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

		日间此为旧山自(八百汉兵后礼
項	期別	自 平成25年 2月20日 至 平成25年 8月19日
1.	有価証券の評価基準及び評価方 法	国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日ま での残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法に よる評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場 合は、償却原価法によって評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.	その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本公社債投信2月号の中間計算期間に合わせるため、 平成25年 2月20日から平成25年 8月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年 8月19日現在					
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数					
		10,704,090,265□				
*2.	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額					
	1口当たりの純資産額	1.0156円				
	(10,000円当たりの純資産額	10.156円)				

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項	目	期	別	平成25年 8月19日現在
1.	貸借対照表額、時価及び差額			貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法			時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載して おります。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格 と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(その他の注記)

1.元本の移動

(単位:円)

平成25年 8月19日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成25年 2月20日
期首元本額	10,128,862,050
期首より平成25年 8月19日までの追加設定元本額	2,409,029,021
期首より平成25年 8月19日までの一部解約元本額	1,833,800,806
期末元本額	10,704,090,265
平成25年 8月19日現在の元本の内訳(*)	
日本公社債投信1月号	788,855,358
日本公社債投信2月号	802,367,178
日本公社債投信3月号	892,814,158
日本公社債投信4月号	1,049,835,538

•	
日本公社債投信5月号	1,032,861,896
日本公社債投信6月号	853,892,573
日本公社債投信7月号	1,062,828,867
日本公社債投信8月号	865,100,641
日本公社債投信9月号	802,848,164
日本公社債投信10月号	782,491,741
日本公社債投信11月号	821,981,650
日本公社債投信12月号	948,212,501

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成25年10月31日現在)

資産総額	832,417,483	円
負債総額	687,536	円
純資産総額(-)	831,729,947	円
発行済数量	831,355,260	
1 単位当たり純資産額(/)	1.0005	円

<参考>日本公社債投信マザーファンド

資産総額	12,155,777,103	円
負債総額	411,877,897	円
純資産総額(-)	11,743,899,206	円
発行済数量	11,561,640,388	П
1 単位当たり純資産額(/)	1.0158	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

受益者等に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(平成25年10月末日現在)

(1) 資本金の額

2,600,000株

会社が発行する株式の総数

発行済株式の総数

825.000株

最近5年間における主な資本金の額の増減

なし

10億円

(2)委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了す る事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を 若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定 することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締 役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえ で、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境 分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に 関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本 方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行い ます。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具 体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行いま

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企 業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポート します。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用の リスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価 し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファン ドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行って いる運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役 会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。平成25年10月末日現在、当社は、249本の証券投資信託(単位型株式投資信託30本、追加型株式投資信託156本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託47本)の運用を行っており、純資産総額は13,946億円(親投資信託を除く。)です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。 なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	#0 04	前事	前事業年度		業年度
	期別	(平成24	(平成24年3月31日)		5年3月31日)
科目		金	額	金	額
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金預金			5,829,748		6,106,221
有価証券			3,298,206		3,199,988
未収委託者報酬			582,010		743,347
未収運用受託報酬			26,297		148,616
未収投資助言報酬			5,637		5,609
前払費用			34,096		30,946
未収収益			264		121
繰延税金資産			63,345		59,846
その他の流動資産			865		2,899
流動資産合計			9,840,470		10,297,596
固定資産					
有形固定資産	*1		175,209		144,072
建物		36,865		30,613	
器具備品		138,344		113,458	
無形固定資産			2,681		2,364
ソフトウェア		559		242	
電話加入権		2,122		2,122	
投資その他の資産			2,069,959		3,268,958
投資有価証券		1,302,277		1,485,543	
親会社株式		644,952		1,633,632	
長期差入保証金		150,350		138,067	
その他		29,225		29,225	
•		•	59/85	•	

			디베디	
繰延税金資産	50,664			
貸倒引当金	17,510		17,510	
投資損失引当金	90,000			
固定資産合計		2,247,851		3,415,395
資産合計		12,088,322		13,712,992

#0 04	前	事業年度		算業年度
期別	(平成2	(平成24年3月31日)		年3月31日)
科目	金	額	金	額
(負債の部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		9,102		20,437
前受投資助言報酬		2,423		
未払金		373,562		460,362
未払収益分配金	69		60	
未払償還金	3,795		3,795	
未払手数料	283,314		352,362	
その他未払金	86,383		104,144	
未払費用		244,251		277,360
未払法人税等		120,129		135,348
未払消費税等		24,817		41,206
賞与引当金		119,240		
流動負債合計		893,527		934,715
固定負債				
退職給付引当金		103,572		253,736
役員退職慰労引当金		27,160		29,850
繰延税金負債				329,085
資産除去債務		31,632		32,175
長期未払金				15,683
固定負債合計		162,365		660,531
負債合計		1,055,892		1,595,246
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,387,988		9,729,121
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,489,496		3,830,629	
株主資本合計		10,954,488		11,295,621
 評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		77,941		822,124
評価・換算差額等合計		77,941		822,124
純資産合計		11,032,429		12,117,745

負債純資産合計	12,088,322	13,712,992
---------	------------	------------

(2)【損益計算書】

			前事業年度				<u> </u>	事業年	 F度				
	期	別	(自	平成 2	23年	4月 ·	1 日	(自	平成	24年	4月	1	日
			至	平成 2	24年	3月 3 ⁻	1 日)	至	平成	25年	3月	31	日)
科 目				金		額			金		額		
				7	円		千円		千円	3			千円
営業収益													
委託者報酬						9,	376,702					9,3	375,527
運用受託報酬							46,228					1	72,528
投資助言報酬							18,232						17,281
営業収益計						9,	441,163					9,5	65,338
営業費用													
支払手数料						5,	120,825					5,0)49,257
広告宣伝費							197,828					2	245,879
公告費							1,861						250
受益権管理費							11,275						11,634
調査費						1,	284,694					1,2	205,647
調査費				217,3	345				284,730				
委託調査費				1,067,3	349				920,917	7			
委託計算費							218,981					2	223,541
営業雑経費							224,765					2	224,886
通信費				46,9					48,257	7			
印刷費				166,2	251				152,770	1			
諸経費									12,246				
協会費				8,4					8,351	i			
諸会費				3,1	29				3,261				
営業費用計						7,	060,232					6,9	961,096
一般管理費													
給料						1,	106,058					1,2	230,336
役員報酬				124,7					153,361				
給料・手当				895,3				1	,076,974	1			
賞与				86,0)32								
交際費							18,762						18,065
寄付金							39,015						41,841
旅費交通費							53,988						48,965
租税公課							18,505						22,377
不動産賃借料							200,615					1	93,493
賞与引当金繰入							119,240						FO 000
退職給付費用	`						23,022					1	52,263
役員退職慰労引当金繰	^						4,790						5,870
固定資産減価償却費							44,407						36,468
諸経費							340,584						285,230
一般管理費計					1	1,	968,991					2,0	34,913

営業利益	411,940	569,328

			前	事業年度	当事	業年度
			(自 平成 2	3年 4月 1 日	(自 平成 24年	∓ 4月 1 日
	期	別	至 平成 2	24年 3月 31 日)	至 平成 25	5年 3月 31 日)
科目			金	額	金	額
			千円	千円	千円	千円
営業外収益						
受取配当金	*1			19,049		18,795
有価証券利息				4,056		3,326
受取利息				1,442		1,294
約款時効収入				131		13
賞与引当金戻入						17,239
雑益				45,964		365
営業外収益計				70,644		41,035
営業外費用						
時効後返還金				1,550		962
信託財産負担金				327		795
固定資産除却損	*2			138		15
雑損				47		35
営業外費用計				2,063		1,808
経常利益				480,521		608,554
 特別利益						
投資有価証券売却證	益			30,950		54,630
投資有価証券償還證	益					30,325
特別利益計				30,950		84,955
特別損失						
投資有価証券売却持	傊			32,200		
投資有価証券償還技	員					32,247
投資有価証券評価技	損 *	3				32,860
貸倒引当金繰入				3,000		
特別損失計				35,200		65,108
 税引前当期純利益				476,271		628,401
法人税、住民税及び事	業税		252,318		280,782	
法人税等調整額			23,951	228,366	26,513	254,268
当期純利益				247,904		374,132

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			
株主資本				
資本金				
当期首残高	1,000,000	1,000,000		
当期変動額	.,,	.,,		
当期変動額合計				
当期末残高	1,000,000	1,000,000		
資本剰余金		.,,,,,,,,		
資本準備金				
当期首残高	566,500	566,500		
当期変動額	,	,		
当期変動額合計	-			
当期末残高	566,500	566,500		
資本剰余金合計				
当期首残高	566,500	566,500		
当期変動額	350,000	000,000		
当期変動額合計				
当期末残高	566,500	566,500		
利益剰余金		300,300		
利益準備金				
当期首残高	179,830	179,830		
当期変動額	179,030	179,000		
当期変動額合計				
当期末残高	470.020	470, 020		
ョ	179,830	179,830		
別途積立金	F 740 660	E 740 CC2		
当期首残高 当期変動額	5,718,662	5,718,662		
当期交動額合計				
		5 740 000		
当期末残高	5,718,662	5,718,662		
繰越利益剰余金	0.074.504	0 400 400		
当期首残高	3,274,591	3,489,496		
当期変動額	20, 200	00.000		
剰余金の配当	33,000	33,000		
当期純利益	247,904	374,132		
当期変動額合計	214,904	341,132		
当期末残高	3,489,496	3,830,629		
利益剰余金合計				
当期首残高	9,173,083	9,387,988		
当期変動額	22.22	00.000		
剰余金の配当	33,000	33,000		
当期純利益	247,904	374,132		
当期変動額合計	214,904	341,132		
当期末残高	9,387,988	9,729,121		
株主資本合計				
当期首残高	10,739,583	10,954,488		
当期変動額				
剰余金の配当	33,000	33,000		
当期純利益	247,904	374,132		

有価証券届出書(内国投資信<u>託</u>受益証券)

	有個	証券届出書(内国投資信託
当期变動額合計	214,904	341,132
当期末残高 当期末残高	10,954,488	11,295,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
 評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高 当期末残高	77,941	822,124
当期首残高	10,770,153	11,032,429
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期变動額合計	262,275	1,085,315
当期末残高 当期末残高	11,032,429	12,117,745

[重要な会計方針]

1	. 有価証券の評価基準及
	び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の 方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

15 年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (3~5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支 給見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上しておりましたが、 当事業年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

(退職給付引当金)

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に 計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度 間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当事業年度末日において、23,521千円であり、その他未払金(流動負債)に7,837千円、長期未払金(固定負債)に15.683千円を計上しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度			当事業年度			
(平成24年 3月31日)			(平成25年 3月31日)			
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	43,586 千円 133,977 千円	*1	有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	49,838 160,968		

(損益計算書関係)

	前事業年度		当事業年度
	(自 平成 23年 4月 1 日		(自 平成 24年 4月 1 日
	至 平成 24年 3月 31 日)		至 平成 25年 3月 31 日)
*1	各科目に含まれている関係会社に対するもの は、次のとおりであります。	*1	各科目に含まれている関係会社に対するもの は、次のとおりであります。
	受取配当金 16,310 千円		受取配当金 16,310 千円
*2	固定資産除却損の内訳は次のとおりでありま す。	*2	固定資産除却損の内訳は次のとおりでありま す。
	器具備品 138 千円		器具備品 15 千円
		*3	投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。 投資先会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、投資有価証券評価損32,860千円を特別損失として計上しております。 なお、当該評価損は過年度に計上しておりました投資損失引当金90,000千円の戻入益と投資有価証券評価損122,860千円を相殺したものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成23年3月31日効力発生日平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月26日

配当の原資 利益剰余金

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	825,000			825,000

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月26日配当の原資利益剰余金

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、

契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料)は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、 適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケット リスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努め ております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	
(4)未収運用受託報酬	26,297	26,297	
(5)投資有価証券	600,316	600,316	
(6)親会社株式	644,952	644,952	
(7)未払金(未払手数料)	283,314	283,314	
(8)未払法人税等	120,129	120,129	

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金預金	6,106,221	6,106,221	
(2)有価証券	3,199,988	3,199,988	
(3)未収委託者報酬	743,347	743,347	
(4)未収運用受託報酬	148,616	148,616	
(5)投資有価証券	936,443	936,443	
(6)親会社株式	1,633,632	1,633,632	
(7)未払金(未払手数料)	352,362	352,362	
(8)未払法人税等	135,348	135,348	

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金(未払手数料)、(8) 未払 法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(2)有価証券、(5)投資有価証券、(6)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	701,961	549,100
長期差入保証金	150,350	138,067

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金預金	5,829,748			
未収委託者報酬	582,010			
未収運用受託報酬	26,297			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,298,206	397,716	2,960	
合計	9,736,262	397,716	2,960	

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金預金	6,106,221			
未収委託者報酬	743,347			
未収運用受託報酬	148,616			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,199,988	568,739	4,720	
合計	10,198,173	568,739	4,720	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

則事業年 段(平 成24年3月3	16)			(単位:千円)
	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1)株式	733,260	605,961	127,298
	(2)債券			
	国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	社債			
	その他			
	(3)その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1)株式	9,035	12,350	3,315
	(2)債券			
	国債・地方債等	579,654	579,678	23
	社債			
	その他			
	(3)その他	290,205	302,044	11,839
	小計	878,895	894,073	15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 701,961千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円) 種類 貸借対照表 取得原価 差額 計上額 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの (1)株式 1,893,815 618,311 1,275,503 (2)債券 国債・地方債等 2,699,445 2,698,898 546 社債 その他 (3)その他 341,998 291,226 50,772 小計 4,935,258 3,608,436 1,326,822 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの (1)株式 (2)債券 国債・地方債等 299,853 299,880 27 社債 その他 (3)その他 534,951 587,088 52,136 小計 834,804 886,969 52,164 合計 5,770,063 4,495,405 1,274,658

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 549,100千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1)株式 (2)債券		Н н г н х	Н нт нх
国債・地方債等			
社債 その他			
(3)その他	198,750	30,950	32,200
- 合計	198,750	30,950	32,200

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1)株式(2)債券国債・地方債等社債その他(3)その他	84,630	54,630	
合計	84,630	54,630	

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度(証券総合型DC 岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

14 114	11 112
前事業年度	1 当事業任度

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
退職給付債務 (千円)	103,572	429,752
(1)年金資産(千円)		205,027
(2)退職給付引当金(千円)	103,572	253,736
(3)未認識数理計算上の差異(千円)		29,011

⁽注)当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注)1	16,397	40,010
(2)利息費用(千円)		4,812
(3)原則法への変更による費用処理額(千円)(注)2		87,114
(4)期待運用収益(千円)		616
(5)数理計算上の差異の費用処理額(千円)		10,118
(6)退職給付費用(千円)	16,397	141,437
(7)その他(千円)(注)3	6,625	10,825

- (注)1.前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「(1)勤務費用」に計上しております。
 - 2.当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。
 - 3.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。
- 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - (1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(2)割引率

前事業年度	当事業年度
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
	0.99%

(3)期待運用収益率

前事業年度	当事業年度
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
	0.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(税効果会計関係)

前事業年度		当事業年度	
(平成24年3月31日)		(平成25年3月31日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内 訳		 4 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内 訳 	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	45,311 千円	賞与引当金 千F	∃

		四二アで	とットマイングノト休れ去	
1			 	
退職給付引当金	36,768 千円		90,076 千円	
役員退職慰労引当金	9,641 千円		10,596 千円	
ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	
貸倒引当金	6,216 千円	貸倒引当金	6,216 千円	
その他有価証券評価差額金	5,674 千円	その他有価証券評価差額金	19,211 千円	
投資有価証券評価損	3,002 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円	
未払広告宣伝費	29,217 千円	未払広告宣伝費	42,193 千円	
投資損失引当金	31,950 千円	投資損失引当金	千円	
資産除去債務	11,229 千円		11,422 千円	
その他	18,184 千円	その他	24,324 千円	
繰延税金資産の合計	200,427 千円	繰延税金資産の合計	210,276 千円	
繰延税金負債		繰延税金負債		
負ののれん償却額	28,908 千円	負ののれん償却額	千円	
その他有価証券評価差額金	48,445 千円	その他有価証券評価差額金	471,745 千円	
その他	9,063 千円	その他	7,770 千円	
繰延税金負債の合計	86,417 千円	繰延税金負債の合計	479,516 千円	
操延税金資産の純額	114,009千円	繰延税金資産の純額	269,239千円	
2.法定実効税率と税効果会計適用後のとの差異の原因となった主な項目別		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%	
(調整)		, (調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%	交際費等永久に損金に算入されない項E	∄ 3.9%	
受取配当金等永久に益金に算入されない	項目 2.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない	1項目 2.4%	
住民税均等割等	0.5%	住民税均等割等	0.4%	
税率変更による期末繰延税金資産の減	額修正 4.1%	税率変更による期末繰延税金資産の源	域額修正	
還付法人税等	2.7%	還付法人税等		
その他	1.1%	その他	0.6%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%	
3 . 法定実効税率の変更による繰延税金 負債の修正 「経済社会の構造の変化に対応した利 めの所得税法等の一部を改正する法律」 114号)及び「東日本大震災からの復興 施するために必要な財源の確保に関する 成23年法律第117号)が平成23年12月2日 24年4月1日以降に開始する事業年度から されることとなりました。これに伴い、	税制の構築を図るた (平成23年法律第 のための施策を実 5特別措置法」(平 日に公布され、平成 5法人税率等が変更			

開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度 の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰 延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税 率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事 業年度以降において解消が見込まれる一時差異について は、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定 実効税率を41%から35.5%に変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額 (繰延税金負債の金額を控除した金額)は12,842千円減少 し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千 円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増 加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年~31年と見積り、割引率は1.404%~2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
期首残高(千円)	10,933	31,632
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	20,282	
時の経過による調整額(千円)	416	543
期末残高(千円)	31,632	32,175

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

(1)報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも 事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみで あります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を 省略しております。

- (2)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載 を省略しております。
- (3)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載 を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載 を省略しております。 (4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する 事項)

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載 を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載 を省略しております。

2.関連情報

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファンド の募集取扱 役員の出向 4名	支払手数料の 支払 (注2)	3,450,056	未払手数料	181,880

- (注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を 持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファンドの 募集取扱	支払手数料 の支払 (注2)	3,109,435	未払 手数料	201,400

- (注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社岡三証券グループ(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自 平成 23年 4月 1 日	(自 平成 24年 4月 1 日
至 平成 24年 3月 31 日)	至 平成 25年 3月 31 日)

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1株当たり純資産額 1株当たり純資産額 13,372円64銭 14,688円17銭 1株当たり当期純利益金額 300円49銭 1株当たり当期純利益金額 453円49銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりませ

1.	1株当たり当期純利益金額の昇疋上の基礎は、	以下のとおりです。

1.1株当たり当期純利益金額の昇定上の	基礎	よ、以下のこおりです。		
		前事業年度		当事業年度
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
当期純利益(千円)		247,904		374,132
普通株主に帰属しない金額(千円)				
普通株式に係る当期純利益(千円)		247,904		374,132
普通株式の期中平均株式数(株)		825,000		825,000
2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は		前事業年度		当事業年度
	((平成24年3月31日)		(平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1	1,032,429	1	2,117,745
純資産の部から控除する合計額(千円)				
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1	1,032,429	1	2,117,745
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(株)		825,000		825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲 げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若 しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣 府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親 法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業 者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成25年3月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末日現在	事業の内容
----	---------------------------	-------

M _ /	ارت	ハイン	ハノ	ハインム	±(⊏12771 <i>)</i>	
有価	証券届	出書(内国投	資信託受	益証券)	

岡三証券株式会社	5,000	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に 定める第一種金融商品
中銀証券株式会社		取引業を営んでいま
ばんせい証券株式会社	1,558	9 0

中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 投資信託説明書(交付目論見書)の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。
- 2 投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載 し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書(交付目論見書)のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に、ファンドの約款を添付します。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

5 投資信託説明書(交付目論見書)及び投資信託説明書(請求目論見書)は、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

公認会計士 鈴木基仁 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 助川正文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファン ドの経理状況」に掲げられている「日本公社債投信2月号」の平成24年2月21日から平成25年2月 19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附 属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸 表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務 諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基 準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求 めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施され る。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリス クの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見 表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、 監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評 価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、「日本公社債投信2月号」の平成25年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもっ て終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

ファンドの監査報告書(当期中間)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成25年10月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員

公認会計士 助川正文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本公社債投信2月号」の平成25年2月20日から平成25年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日本公社債投信2月号」の平成25年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成25年2月20日から平成25年8月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません

委託会社の監査報告書(当期)へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

公認会計士 助 川 正 文

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 宝 金 正 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等 の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月 31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重 要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作 成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を 表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な 保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査 手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ いて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもので はないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方 針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検 討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する 事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな ll.

以上